

令和4年度 実施内容

- ◆ **全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組
（「施工時期の平準化」に向けた取組）**
- ◆ **適切な工期設定（週休2日の取組・統一的な現場閉所）**
- ◆ **発注見通し統合の活用推進（中長期・業務委託）**

令和4年度 活動計画

① 全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み(施工時期の平準化)

【取り組み内容】

- ◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施【継続】
 - 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
 - 令和4年度は、概ね人口5～10万人の自治体訪問を全て完了(Web試行を継続)
 - 人口3～5万人の自治体に着手し、更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示

② 適正な工期設定(週休2日の取組・統一的な現場閉所)

【取り組み内容】

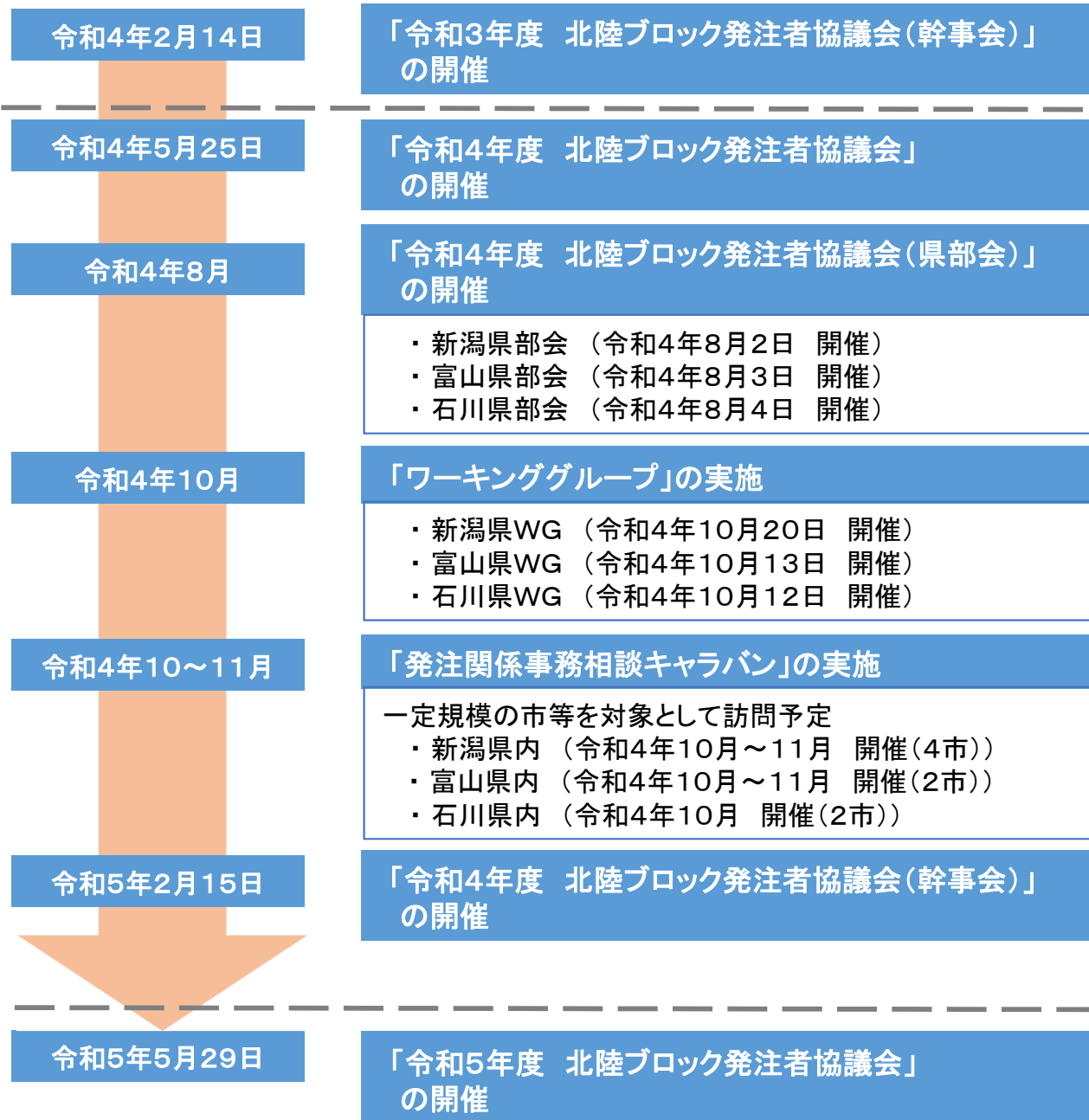
- ◆ 週休2日工事の導入拡大
 - 令和6年度までの残り2年間で建設業における週休2日の達成を目標。
 - 残り2年間で市単位の週休2日工事の導入・拡大を図り、全体的な底上げを実施。
 - 県部会、WG、キャラバンを通じて、週休2日工事の具体例を提示し、導入を支援。
- ◆ 「統一的な現場閉所」(第5弾)による週休2日の促進
 - 年間を通じて毎月3回(第2週、第4週、+1週)の土日を対象。
 - 「令和4年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。

③ 「発注見通しの統合」の活用推進

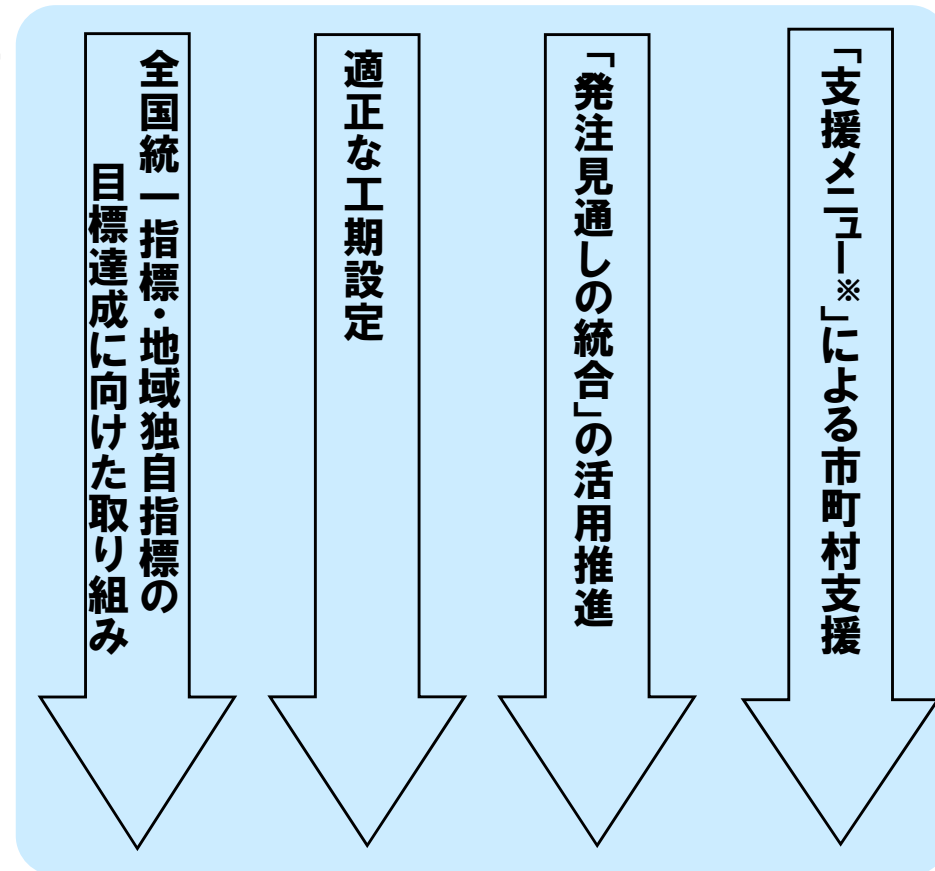
【取り組み内容】

- ◆ 中長期発注見通し統合の促進
 - 参画機関の拡大(人口10万人以上の市から1件以上の公表を目標)
 - 公表が可能な機関から段階的に実施。
- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進
 - 全機関の2/3以上(約66%)へ拡大。データ提供可能な機関より順次公表。
- ◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)と併せ、工事の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

令和4年度のスケジュール



令和4年度 活動計画



「発注関係事務に関する支援メニュー*」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン(生産性向上)等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・(参考)北陸農政局の支援メニュー

令和4年度 活動結果概要(1)

①全国統一指標の目標達成に向けた取り組み

活動計画

◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- 令和4年度は、概ね人口5~10万人の自治体訪問を全て完了(Web試行を継続)
- **人口3~5万人の自治体に着手し、更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示**

活動結果

□ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- 自治体8市(十日町市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、氷見市(Web)、砺波市、能美市(Web)、野々市市(Web))を対象として訪問(直接訪問以外にWeb試行を3市にて実施(Web形式でも活発な意見交換を確認))。
- **新潟県、石川県:人口5~10万人の市の訪問を完了。富山県:人口3~5万人の市の訪問に着手。**

□ 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進

- キャラバンの他、県部会、WGを通じて平準化の取組「さしすせそ」にかかる具体例を提示。
- **平準化の取組「さしすせそ」は地域の実情に応じて実施されていることを確認。**

②適切な工期設定

活動計画

◆ 週休2日工事の導入拡大

- **残り2年間で市町村単位の週休2日工事の導入・拡大を図り、全体的な底上げを実施。**

◆ 「統一的な現場閉所」(第5弾)による週休2日の促進

- **年間を通じて毎月3回(第2週、第4週、+1週)の土日を対象。**
- 「令和4年度 統一的な現場閉所チラシ」を**年度当初に配布**(既発注工事への周知含む)。

活動結果

□ 週休2日工事の導入拡大

- 各発注機関が「週休2日工事の試行」の実施に活用できるよう、ポイント・実施例等を取りまとめた「**北陸における週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)**」を配布。県部会、WG、キャラバン等で周知。

□ 「統一的な現場閉所」(第5弾)による週休2日の促進

- 「令和4年度 統一的な現場閉所チラシ」を**年度当初(R4.3)に配布**(既発注工事への周知含む)。
- **約60.1%の工事で月3回の現場閉所を達成**(R3年度調査(月2回の現場閉所) 57.3%)

令和4年度 活動結果概要(2)

③「発注見通しの統合」の活用推進

活動計画

- ◆ 中長期発注見通し統合の促進
 - ・ 参画機関の拡大(人口10万人以上の市から1件以上の公表を目標)。
- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進
 - ・ 全機関の2/3以上(約66%)へ拡大。データ提供可能な機関より順次公表。
- ◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)と併せ、工事の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

活動結果

- 中長期発注見通し統合の促進
 - ・ R4.7.29: 金沢市、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社 公表。
 - ・ R5.1.31: 長岡市、上越市、高岡市 公表。
 - ・ R5.2.10: 富山市 公表。
- 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進
 - ・ 令和4年度 第4四半期 69機関が参画(全83機関の約83%)。
- 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)と併せ、工事の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)
 - ・ 令和4年度 第4四半期より、業務委託の発注見通し統合版(Excel版)を公表。

全国統一指標・地域独自指標の 目標達成に向けた取組

「全国統一指標」の取り組みについて(これまでの経緯)

北陸ブロック発注者協議会等での主な実施内容

H26

H26.6

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

H27

H27.4

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」運用開始

“必ず実施すべき事項”
”実施に努める事項”
を位置付け

H28

H28.8

北陸ブロック発注者協議会の構成機関に全国統一指標(案)を意見照会

H29

H29.5

「北陸ブロック発注者協議会」で、全国統一指標の導入を決定

WG、キャラバン等を通じて
取り組みを支援

H29～
キャラバン開始

H30

①適正な予定価格の設定
・最新の積算基準と基準対象外の要領を整備

46%(H30.3) → **96%**(R02.3)

・最新単価を用いて積算を実施

98%(H30.3) → **99%**(R02.3)

②適切な設計変更

・設計変更ガイドラインを策定し、活用

41%(H30.8) → **66%**(R01.11)

③施工時期の平準化(件数)

・平準化率0.8以上の機関数

20%(H30.3) → **38%**(R02.3)

「全国統一指標」を協議会の取り組みの『重点的なテーマ』に掲げ、各機関が積極的に実施。

各取り組みが浸透し、改善傾向がみられる。

「統一指標」を見直し、新たに設定

R1

R1.6
品確法改正

R2.1
運用指針改正

R2

R2.05～

新たな全国統一指標及び地域独自指標の基準値・目標値の設定検討開始

R2.12

臨時北陸ブロック発注者協議会を開催し、上記について決定し、公表

R3

R4.1～

全国統一指標(週休2日対象工事の実施状況)の目標値を見直し、公表

R4.1～

毎年調査を行い、結果をとりまとめ、フォローアップを実施

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(工事)

□ 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国統一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 最新の積算基準・単価の適用 週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上	① ICTを活用した生産性向上【新】 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 歩切りの根絶 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等)
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	③ 総合評価落札方式の改善【新】 施工計画の評価、災害時の活動実績の評価等 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
工事	④ 施工時期の平準化【新】 債務負担行為や繰越明許費の活用等 中長期的な工事の発注見直し	④ 見積りの活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
	⑤ 適正な工期設定【新】 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保	⑤ 余裕期間制度の活用 労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用
	※ 週休2日の取り組み: 「全国統一指標」「地域独自指標」対象	⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
その他	⑥ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
	⑦ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

※「⑦発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

※「⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 □ :「全国统一指標」対象取組項目 □ :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算	① ICTを活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択(プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等)
履行	③ 履行期間の平準化 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等	③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
	④ 適正な履行期間の設定 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮	④ 履行状況の確認 ウィークリースタンスの適用、条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用
	⑤ 適切な設計変更 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用	⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化 設計業務での発注者と受注者による合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備
その他	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	

※「⑥発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

全国統一指標及び地域独自指標のR6目標値の設定

全国統一指標

- ◆ 全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため、客観的な状況を把握できる統一的な指標5項目(工事3項目、業務2項目)の目標値を設定

※ 各発注機関が自らの立ち位置を確認し、発注関係事務の改善の参考に活用

地域独自指標



- ◆ 北陸ブロック発注者協議会において北陸地域の実情を踏まえて独自指標を選定し、選定された指標3項目(工事2項目、業務1項目)の目標値を設定

北陸ブロックにおける取組指標

- ◆ 新・全国統一指標(5項目)・地域独自指標(3項目)について、各取組指標の目標年次を法改正より5年後※1の「令和6年度」に定め、「目標値の設定」行い、北陸ブロックの取組指標として公表(R2.11.5臨時幹事会を書面開催、R2.12.24承認、R3.1.8公表)
- ◆ 各取組指標は毎年調査を行い、結果※2をとりまとめ、フォローアップを実施

※1: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)附則(令和元年六月十四日法律第三五号)2

「政府は、この法律の施行後五年を目処として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※2: 発注関係事務の運用に関する指針(令和2年1月30日改正) I. 本指針の位置づけ

国は、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果をとりまとめて公表する。

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 週休2日対象工事: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

※ 全国統一で、週休2日の実施が困難な工事(災害復旧等)は集計から除く方針としており、各地整で順次見直しを実施。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

※ 調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

全国統一指標の目標値(R6)の算出方法と指標分類（全体）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$ ※ CORINS登録された工事(500万円以上)より算出	【件数】 a : <u>平準化率0.8以上</u> b : 平準化率0.7～0.8 c : 平準化率0.6～0.7 d : 平準化率0.6以下
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$ ※ 各機関からの報告値により算出	a : <u>週休2日対象工事率0.5以上</u> b : 週休2日対象工事率0.3～0.5 c : 週休2日対象工事率0.1～0.3 d : 週休2日対象工事率0.1未満
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$ ※ 入契法調査※ ¹ データより算出	a : <u>実施率0.9以上</u> b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化)	$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{第4四半期(1～3)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$ ※ TECRIS登録された業務(100万円以上)より算出 ※ PUBDIS登録された業務より算出	a : <u>第4四半期納期率0.4未満</u> b : 第4四半期納期率0.4～0.5 c : 第4四半期納期率0.5～0.6 d : 第4四半期納期率0.6以上
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注業務件数}}$ ※ 品確法調査※ ² データより算出	a : <u>実施率0.9以上</u> b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計

※1 入契法調査:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査

※2 品確法調査:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく調査等の業務に関する調査

全国統一指標の実績値と目標値(R6)(北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象、-対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R03) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.78	北陸ブロック:0.76	北陸ブロック:0.75	北陸ブロック:0.80
			国等 :0.84 新潟県域:0.80 富山県域:0.73 石川県域:0.75	国等 :0.89 新潟県域:0.77 富山県域:0.74 石川県域:0.69	国等 :0.96 新潟県域:0.76 富山県域:0.75 石川県域:0.65	新潟県域:0.80 富山県域:0.80 石川県域:0.80
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.23	北陸ブロック:0.67	北陸ブロック:0.81	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.78 新潟県域:0.29 富山県域:0.05 石川県域:0.09	国等 :0.91 新潟県域:0.61 富山県域:0.26 石川県域:0.99	国等 :0.99 新潟県域:0.80 富山県域:0.38 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 ※3	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.94	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.92	北陸ブロック:1.00
			国等 : - 新潟県域:0.93 富山県域:0.90 石川県域:0.98	新潟県域:0.90 富山県域:0.76 石川県域:0.92	新潟県域:0.91 富山県域:0.85 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.47	北陸ブロック:0.44	北陸ブロック:0.45	北陸ブロック:0.40未満
			国等 :0.56 新潟県域:0.46 富山県域:0.36 石川県域:0.46	国等 :0.52 新潟県域:0.42 富山県域:0.40 石川県域:0.41	国等 :0.53 新潟県域:0.44 富山県域:0.42 石川県域:0.39	新潟県域:0.40未満 富山県域:0.40未満 石川県域:0.40未満
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 ※3	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.92	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:0.98	北陸ブロック:1.00
			国等 : - 新潟県域:1.00 富山県域:0.82 石川県域:1.00	新潟県域:0.99 富山県域:0.89 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:0.92 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

目標値見直し

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)
※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 工事及び業務の「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」における実績値は、直近の調査結果を基に公表(例えば、R01実績値=H30実績値、R02実績値=R01実績値を示す)

地域独自指標の項目と目標値(R6)の算出方法及び指標分類（北陸独自）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保した工期設定 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>既に取り組んでいる</u> b: <u>今年度取り組む予定にしている</u> c: 取り組む検討をしている d: 取り組みは検討していない e: その他
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全ての工事で実施</u> b: <u>一部の工事で実施</u> c: 未実施(導入検討含む) d: <u>必要とする工事がなかった</u> e: その他
業務	③適正な履行期間 の設定	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を 踏まえた履行期間の設定 ※ 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、 天候その他も考慮 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) b: <u>一部の業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) c: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールは未作成) d: 4週8休は反映していない (工期算定ルールは未作成) e: その他

<協議会目標>
 4週6休: ~R3年度
 4週7休: ~R5年度
 4週8休: R6年度~

※1 北陸ブロック発注者協議会アンケート:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査(各機関の実績と目標を年度末に調査)

◆ 北陸地域における独自指標の選定理由

- ① 適正な工期設定(週休2日の取り組み機関): 建設業の改正労働基準法の適用(R6年度~)に向け、全ての機関で取り組みが必要なため
- ② 適切な設計変更(設計変更ガイドラインの活用): 旧・全国統一指標(H28)の項目で、北陸において達成率が低かったため
- ③ 適正な履行期間の設定: 改正労働基準法が施行(H31年度~)され、発注者として適切な履行期間の設定が必要なため

地域独自指標の実績値と目標値(R6) (北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R03) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R04) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関) ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」及び「b」の割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.32	北陸ブロック:0.39	北陸ブロック:0.46	北陸ブロック:0.70	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.16 富山県域:0.19 石川県域:0.10	国等 :0.92 新潟県域:0.32 富山県域:0.19 石川県域:0.35	国等 :1.00 新潟県域:0.42 富山県域:0.19 石川県域:0.45	国等 :1.00 新潟県域:0.65 富山県域:0.50 石川県域:0.75	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用) ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」、「b」、「d」の割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.80	北陸ブロック:0.89	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.75 新潟県域:0.74 富山県域:0.81 石川県域:0.95	国等 :0.92 新潟県域:0.84 富山県域:0.81 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	③適正な履行期間 の設定 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」~「c」の割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.86	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.96	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:0.94 石川県域:0.85	国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:1.00 石川県域:0.95	国等 :0.92 新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:0.95	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

**全国統一指標・地域独自指標の
目標達成に向けた取組み
（「施工時期の平準化」に向けた取組み）**

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

発注関係事務相談キャラバン(H29～)

□ 公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて市町村が抱える悩みや疑問を直接相談できるよう北陸地方整備局職員及び県職員が管内を訪問。

1巡目

H29
～
R1

R1.6
品確法
改正

相談キャラバン 1巡目

H29:20市町村
H30:22市町村
R01:22市町村

- ◆ 「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認。
- ◆ 個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
- ◆ 事前質問に対する回答及び対応策の提示。

R2.1
運用指針
改正

R2
1～2月

平準化ヒアリングの実施

- ◆ R2.1～2月 平準化ヒアリングの実施
(長岡市、上越市、富山市、金沢市の4市)

施工時期の平準化について
取り組み事項等を聴取

2巡目

R2
R3

相談キャラバン 2巡目開始

- ◆ 2巡目は、「**施工時期の平準化**」の更なる推進を重点的に実施。
- ◆ 現状の取組・課題を把握し、推進に向けた具体例等を提示。
- ◆ 1巡目と同様に「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認、個別問い合わせ内容、事前質問に対する回答及び対応策の提示も実施。

□ R2年度:概ね人口10万人以上を対象(三条市、射水市、小松市、白山市)。

□ R3年度:概ね人口5～10万人を対象(新発田市、柏崎市、燕市、村上市、高岡市、南砺市、加賀市、七尾市)

- ◆ **新潟県、石川県では、概ね人口5～10万人の自治体の訪問を完了。**
- ◆ **富山県では、概ね人口3～5万人の自治体の訪問に着手。**
- ◆ **自治体の特徴に併せた具体例を提示。**

- 新潟県:十日町市、五泉市、佐渡市、南魚沼市
- 富山県:氷見市(Web)、砺波市
- 石川県:能美市(Web)、野々市市(Web)

<Web対象機関>

- ・「さしすせそ」が浸透している機関
- ・週休2日を既に取組んでいる機関

令和4年度 発注関係事務相談キャラバン

□ ～令和3年度 訪問市町村

- ◆ 発注工事件数は、人口の多い市町村ほど多い傾向にあるため、平準化の取組の効果が見込まれる人口の多い市町村から訪問を開始。
 - ◆ R1～2年度:概ね人口10万人以上を対象(R1:長岡市、上越市、富山市、金沢市)(R2:三条市、射水市、小松市、白山市)。
 - ◆ R3年度:概ね人口5～10万人を対象(新発田市、柏崎市、燕市、村上市、高岡市、南砺市、加賀市、七尾市)

□ 令和4年度 発注関係事務相談キャラバン

- ◆ 新潟県:十日町市、五泉市、佐渡市、南魚沼市(概ね人口5～10万人の自治体の訪問を完了)。
- ◆ 富山県:氷見市(Web)、砺波市(概ね人口3～5万人の自治体の訪問に着手)。
- ◆ 石川県:能美市(Web)、野々市市(Web)(概ね人口5～10万人の自治体の訪問を完了)。



□ 令和4年度キャラバンでの取り組み

- 直接訪問以外にWeb形式(試行)での実施(継続)
 - ・ 「発注関係事務相談キャラバン」は、整備局職員、県職員が市町村を訪問することで、悩みや疑問を直接相談でき、その解決の一助となることを目的に実施。
 - ・ R3年度より、コロナ禍の影響により、Web形式を試行的に実施。Web形式(2市)でも、活発な意見交換を確認。
 - ・ R4年度も継続してWeb形式(3市)の試行を実施し、活発な意見交換を確認。
- 営繕関係の問い合わせを整備局 営繕部の職員が同席(Web)し、直接回答。
 - ・ Web形式では、事前質問に対し、専門部署の職員が同席し、回答することで充実を図った。
- 新潟県内では、県の地域振興局の職員が同席する事で、より地域の実態把握が可能となった。

- ◆ 今後、人口5万人以下の市町村が対象のため、対象機関の成績状況等を踏まえ訪問形式と並行でWeb運用。
- ◆ 今後も専門分野の職員の同席を図り、充実化を図る。

□ 平準化の取組「さしすせそ」の実施について

(さ)債務負担行為の活用

- ・ ゼロ市債を活用(十日町市)
- ・ 債務負担行為を活用し、翌年度工事の前倒し発注を実施(佐渡市)
(1~3月に発注し、春先の閑散期に工事を実施)

(し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

- ・ 令和4年度から施工時期選択可能工事制度の試行を開始(十日町市)

(す)速やかな繰越手続

- ・ 繰越事由のある場合、補正予算で計上する工事は、12月議会で繰越手続を実施(十日町市)(野々市市)(佐渡市)
- ・ 3月議会において繰越手続を実施(砺波市)(南魚沼市)(能美市)(野々市市)(氷見市)(五泉市)

(せ)積算の前倒し

- ・ 発注前年度に設計・積算を完了させ、年度当初に発注(砺波市)(南魚沼市)(十日町市)(能美市)(野々市市)(氷見市)

(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

- ・ 部署ごとに計画を立て、予算管理を実施(南魚沼市)
- ・ 第1四半期で60%、上半期で80%を目標に設定(十日町市)

◆ 課題・問題点等

- ・ 会計年度独立の認識
(債務負担、繰越し手続きへの妨げ)
- ・ 施工時期が限定される工事の調整
(降雪、農耕期間、学校関係等)
- ・ 発注担当課の技術職員不足
(年度末に業務が集中。早期発注が困難。)

□ その他(全国統一指標項目等)

◆ 適正な工期設定(週休2日工事の実施)

- ・ 業界から週休2日導入の要望があり、検討を実施中(砺波市)(五泉市)
- ・ 令和6年度に向け、さらに週休2日拡大を検討(十日町市)(南魚沼市)(佐渡市)(氷見市)(野々市市)(能美市)
- ・ 業界から施工時期の平準化、早期発注の要望(砺波市)(十日町市)(能美市)(野々市市)(氷見市)(五泉市)

◆ 業務の履行時期の平準化速やかな繰越手続

- ・ 工事の年度内発注や翌年度早々の発注体制に備え、年度当初から第2四半期までに入札を完了(氷見市)

◆ 課題・問題点等(週休2日工事)

- ・ 土木工事以外(建築工事)への拡大
- ・ 週休2日工事の試行を行っているが、実施件数が少ない。
- ・ 希望型で発注しても業界が付いて来れない。
 - 工種、発注時期の選定
 - 適切な工期設定(余裕期間制度の導入等)
 - 発注者指定型の導入 等

◆ まとめ及び今後の取組

- ◆ 各自治体において平準化の取組「さしすせそ」は地域の实情に応じて実施されていることを確認。
- ◆ 平準化をさらに進めて行くため、実施結果の分析、今後の取り組みの検討を提案。

- 施工時期の平準化は、年間を通じて工事の稼働が平均化すること、閑散期(4~6月)の現場稼働を増加させることが目的。
- 早期発注への取り組み(積算の前倒し、債務負担行為の活用等)、年度末に集中する工期の分散(速やかな繰越手続等)、計画的な工事発注(早期執行のための目標設定)、余裕工期制度の活用など、どの取り組み、組合せで平準化につながるのか検討することが必要。

災害復旧や気候温暖化対策、構造物の老朽化等の天災や政策を基本に債務負担行為等を活用を行っているが、全体の工事件数に占める活用割合が少ない傾向も伺えることから、地域の実態も踏まえた上で実態把握を行い、その地域にあった適切な取組の促進を図る必要がある。

令和4年度 発注関係事務相談キャラバン 実施結果

□ 発注関係事務相談キャラバン アンケート調査

- ◆ 令和4年度に訪問した8市にキャラバンを受けた感想と今後の説明・内容の改善に繋がる意見をアンケートで調査。
- ◆ 調査結果を踏まえ、次年度以降のキャラバン実施内容の改善を図る。

良かった点

- 市町村は個別相談、発注者協議会としては、自治体の実情を細かく情報収集できる機会となるため、継続した実施を要望する。
- 市町村にとっては、全体会議やWGだけでは得ることのできない貴重な場となっているため、実施頻度は落ちていいので今後も何らかの形でこのような場を設けていただけを希望する。
- 入札契約、監査検査等に関する疑問を直接相談できる大変良い機会となった。
- 国の施策や具体的な取り組み事例など大変参考になった。
- 建設業を取り巻く現状や課題等を再確認することができ、建設従事者の確保を進めるための労働環境の改善を改めて認識した。

改善点

- 時間の都合から、市の取組状況についてのヒアリングが主となり、市からの事前質問に対する回答を掘り下げる時間がなかった。
- 時間配分を調整するなどして、日々の業務の疑問点などを対話できる時間があると良い。
- 施工時期の平準化については、建設業界の団体の要望又は意見を踏まえて検討すべきものであり、実施にあたっては、本市発注担当部署だけでなく国、県等との調整が必要と考えられる。
- 質問に対する回答の資料提供があると良い。

- ◆ 整備局職員、県職員に直接相談できる機会となるため、継続した実施を希望する意見が多く寄せられた。
- ◆ また、「さしすせそ」の取り組み事例の説明の他、「入札・契約」「技術提案・審査・評価」「監督・検査・成績評定」「研修・講習会」などについても相談できる機会となっている。
- ◆ 一方で、取り組みが進んでいる市町村からは、状況ヒアリング以外に業務の疑問点等についての質疑時間を長く設けてほしいとの意見もあった。

R5に向けた対応策

- ◆ 各市町村の取り組み状況に応じてキャラバン内容を設定（例：説明構成の工夫、時間確保と配分の調整）。
- ◆ 取り組み内容のヒアリング以外に発注関係事務全般に関わる相談等への対応の充実を図る。
- ◆ 土木、営繕、契約等の各専門部署の職員が同席し、関係する取り組み内容についての説明、質疑への応答を行うことで充実を図る。今後は、よくある質問に対するFAQ等の検討が必要。

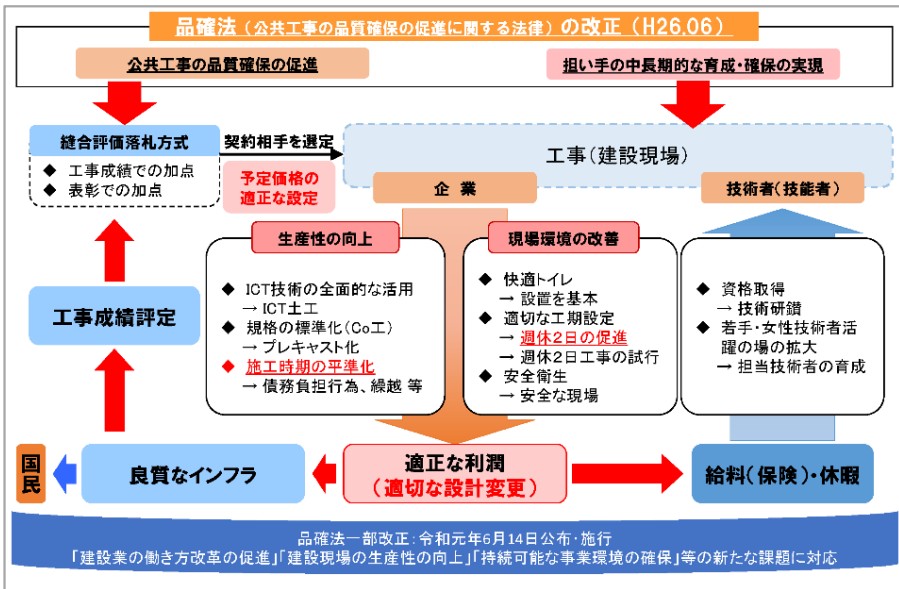
適切な工期設定
（週休2日の取組み・統一的な現場閉所）

建設業における週休2日への取り組み

◆ 令和元年6月14日に品確法が一部改正、施行
(発注者等の責務)
第七条 六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

品確法に基づく建設生産システム



北陸ブロック発注者協議会

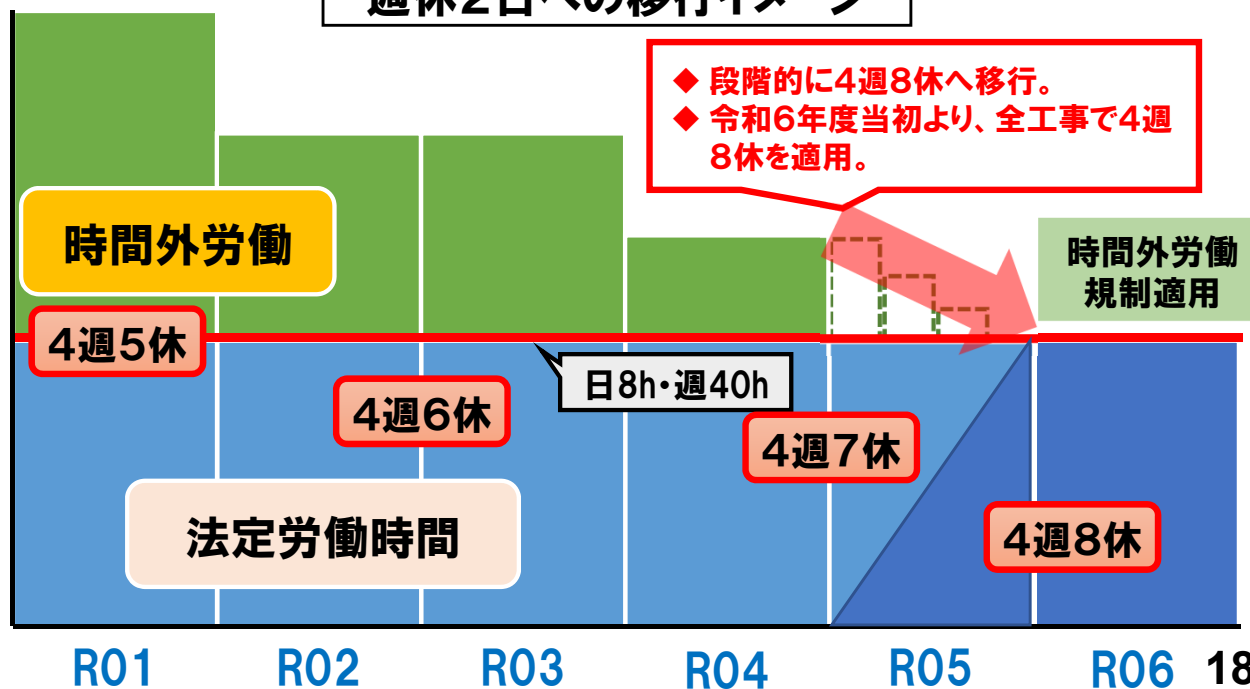
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

◇統一的な現場閉所

- 第1弾(R01.05:GW10連休)
- 第2弾(R01.09~11:4回の3連休)
- 第3・4弾(R02、R03年度:毎月2回の閉所)
- 第5弾(R04年度:毎月3回の閉所)

週休2日への移行イメージ



既発注工事への周知を含め、令和4年度当初より各機関へ配布

北陸建設業界の担い手確保に向け **民間工事の施主の皆さんへ** 建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第5弾」)

※第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)を実施 ※第3弾:令和2年度(年間を通じて2回)に実施
※第2弾:令和元年秋(9月・10月・11月 4回の「3連休」)に実施 ※第4弾:令和3年度(年間を通じて2回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第5弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

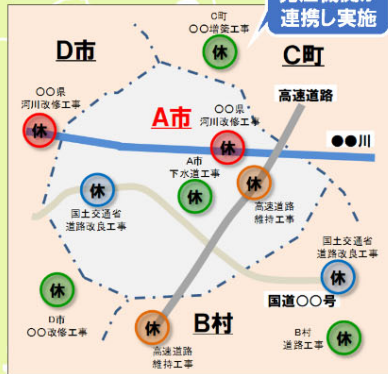
- 令和4年度も、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
- ※就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
- ※+1週は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第3週)の土日
を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和4年6月

6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

月3回の「統一的な現場閉所」



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

令和4年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和4年度は、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。※就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。+1週は、任意で選択。

4月							5月							6月							7月											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土					
					1	2	1	2	3	4	5	6	7													3	4	5	6	7	8	9
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9					
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16					
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23					
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30					

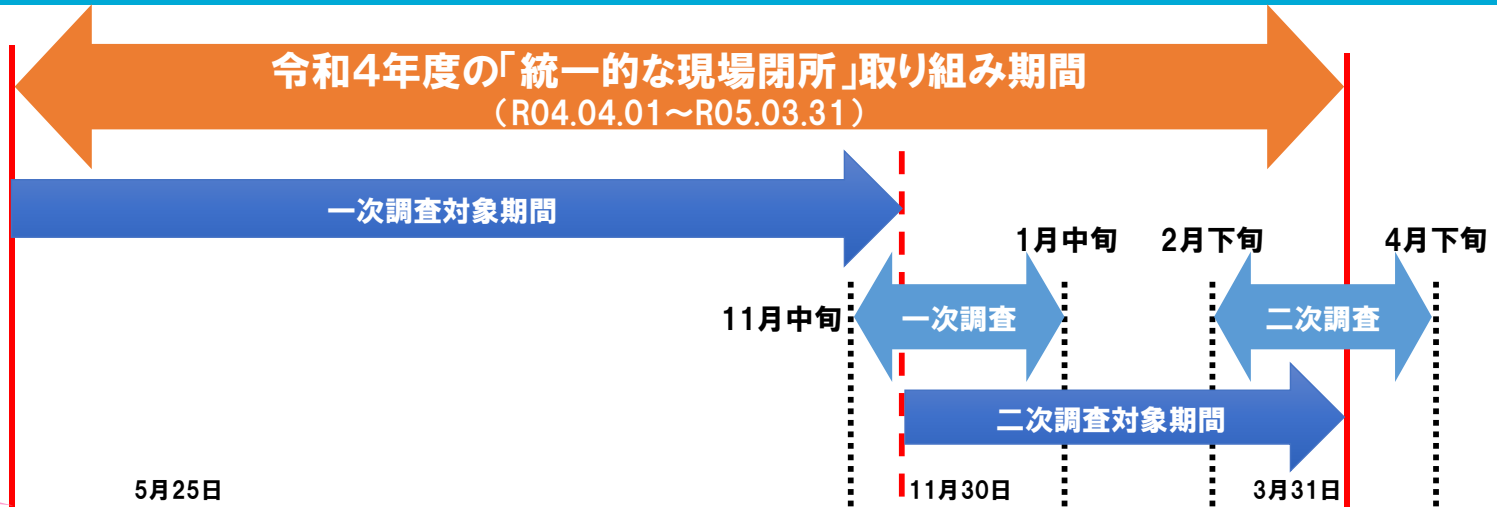
- 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

		月	火	水	木	金	土	日
対象	一般的な工事	工事						閉所
		技術者						休
	トンネル工事等(交替制)	工事						
		技術者A						休
		技術者B						休
	維持工事等(交替制)	工事						
		技術者A						休
		技術者B	休					休
	現場制約のある工事等	工事				閉所	閉所	
		技術者				休	休	

令和4年度 統一的な現場閉所のアンケート調査(第5弾)の対象と事例

□ アンケートの調査時期、とりまとめ方法等は、令和3年度(第4弾)と同様。

令和4年度当初より各機関へチラシ配布



対象工事	事例	~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	4週7休以上の工事															
				年間を通じて取り組みを実施し、毎月第2週、第4週、+1週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定。 ※ 就業規則等で第2週第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。												
○	ゼロ国、国債工事 例1															
○	ゼロ国、国債工事 例2															
○	R03補正工事 例1															
○	R03補正工事 例2			R4協議会									R4幹事会			R5協議会
○	単年度工事 例1															
○	単年度工事 例2															
○	単年度工事 例3															
○	単年度工事 例4															
×	単年度繰越工事 例1															
×	R4補正工事 例1															

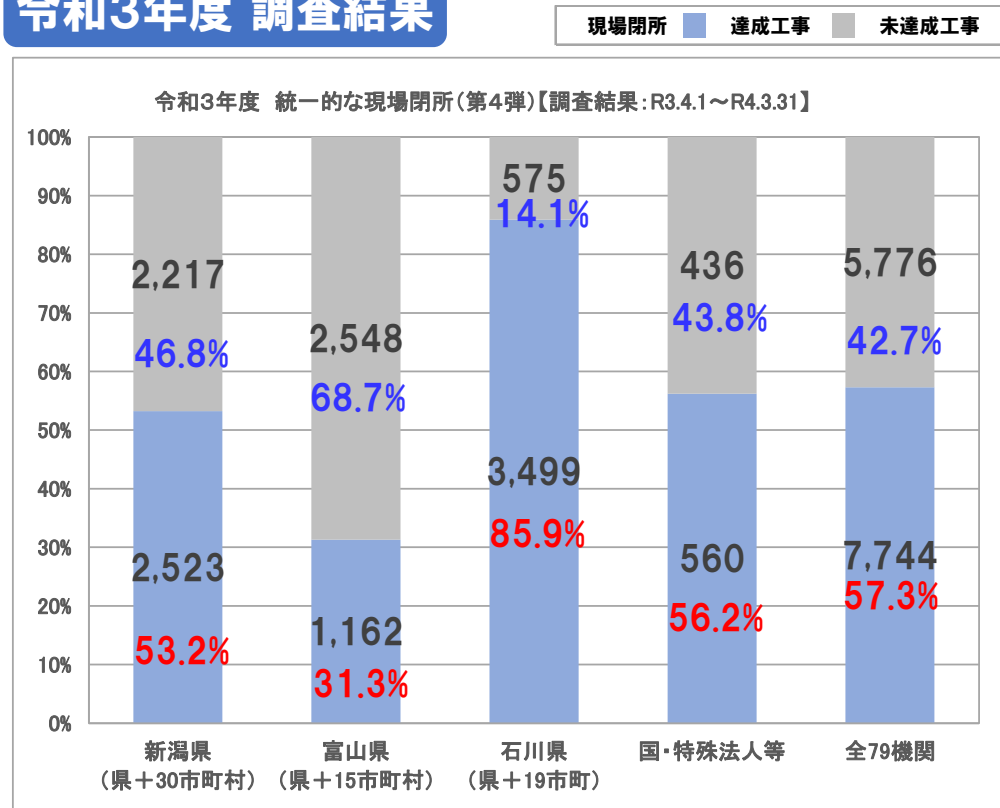
令和4年度 統一的な現場閉所(調査結果)

◆ 令和2年度・令和3年度 → 「4週6休」を目標

◆ 令和4年度は、「4週7休」を目標

(年間を通じて毎月3回(第2週、第4週、+1週)の土日を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施

令和3年度 調査結果

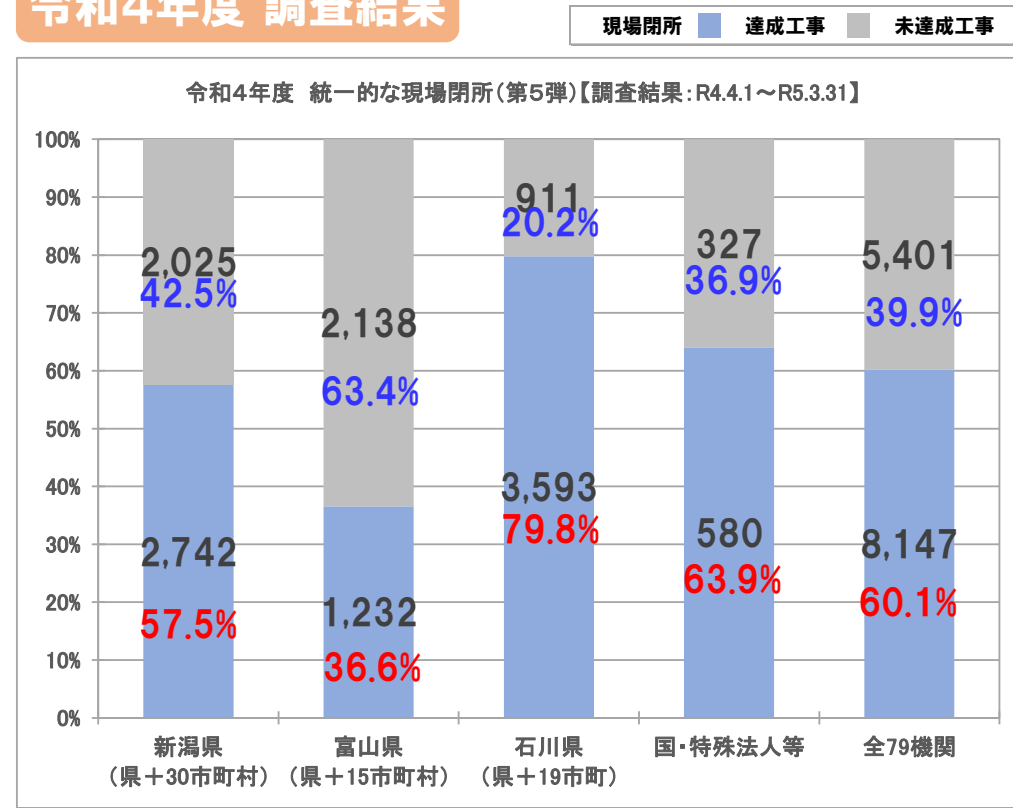


令和3年度(第4弾)は、
約57.3%の工事で月2回の現場閉所を達成

令和4年度の取り組み

- 取り組み状況を「見える化」とするとともに週休2日工事の実施例を周知。
- 「週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)」の提供。
(県部会、WG、キャラバンを通じて実施の支援、適切な工期設定について取り組み内容を確認)

令和4年度 調査結果



約60.1%の工事で月3回の現場閉所を達成
→ 現場閉所実施率の増加。加えて、令和4年度は「月3回」の実施であるため、各工事の月当り現場閉所回数も増加。

受注者・発注者の今後の週休2日へ向けた取り組み

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、令和6年度から罰則付きの時間外労働規制が適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)



令和6年度より、週休2日へ

令和6年度に向けた必要な取り組み

受注者

- 例) 従業員の処遇改善(日給月給制→月給制)
- 例) 会社就業規則の改訂
(4週8休体制を構築、会社指定休日を増加等)
- 例) 生産性の向上の推進
(ICT技術、新技術、二次製品の使用等)



- 中長期的な担い手の確保
- 職場環境改善
- 長時間労働の解消
- 新規採用者の増加
- 賃金水準の向上、安全性確保の推進 等

受注者が「週休2日」を確保できるような取り組みを実施

発注者

- ◆ 週休2日工事の試行
 - 発注者指定方式(受注者希望方式)
 - 対象工事の拡大
 - 補正対象(達成時に経費の補正を計上)
 - 成績評価(達成時に加点)
- ◆ 適正な工期設定
 - 著しく短い工期の禁止
 - 適切な設計変更(工期の変更)
- ◆ ICT技術等の活用推進 等



週休2日工事を行うために必要な取り組み
(現状からの変更点)

- 内部調整・予算要求(建設費用の増額)
- 予算要求には議会説明等が伴う
- 次年度の予算要求段階からの始動が必要

- ◆ 令和6年度から、罰則付きの時間外労働規制が適用されるため、週休2日工事の試行は令和5年度まで。(令和6年度より、本格運用)。
- ◆ **令和5年度から実行するためには、令和4年度から始動することが必要。**
- ◆ 発注者の責として職場環境づくりが必要であり、令和6年度以降、発注者の責で罰則とならないように準備が必要。

「週休2日」の取組み内容の調査とその後の促進スケジュール

□ 実施目的・内容

- ◆ 現在、週休2日工事を実施している機関(市町村)を対象に具体的な取組み内容を調査。
- ◆ 今後取組みを予定・検討している機関(市町村等)へ参考資料として還元し、周知・促進・活用を図る。(協議会後に調査。県部会、WG、キャラバン、幹事会を通じて、繰り返し周知を図る。)

□ 調査項目

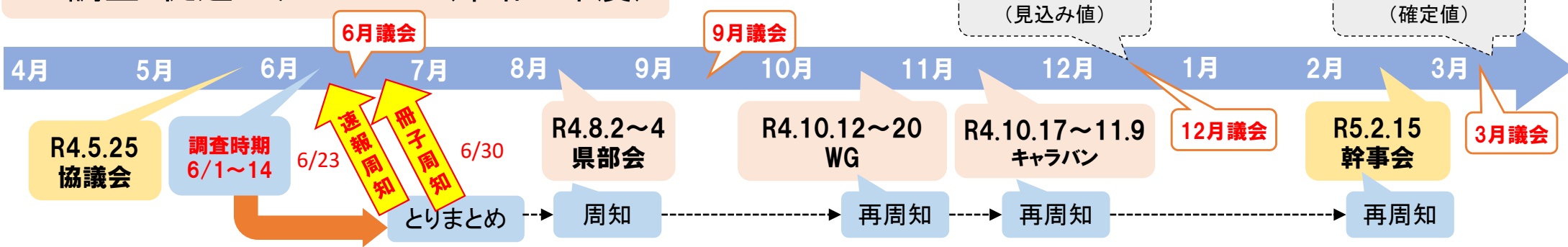
- ◆ 週休2日の考え方
- ◆ 緩和措置
- ◆ 発注方式
- ◆ 対象工事
- ◆ 補正対象
- ◆ 達成確認
- ◆ 成績評価

等

例：発注機関別 取組内容一覧

	整備局 (R3.4)	新潟県 (R3.4)	富山県 (R3.4)	石川県 (R3.4)	新潟市 (R3.4)	東日本高速道路(株)新潟支社 (R3.4)	中日本高速道路(株)金沢支社
週休2日の考え方	週休2日を目標に4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日	原則、毎週2日の休日(完全週休2日(土日)は別途評価)	原則、土日を休日(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日* *毎週2日の休日	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)
緩和措置	工事着手から現場完了日までの対象期間での現場閉所日数が対象	完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することと定義しているが、やむを得ず確保できない場合は、振替休日による4週8休相当以上の確保も可とし、更に4週8休相当以上を確保できない場合は4週6休相当以上の確保についても可とする。	振替休日は、当該日を含む週及びその前後の週に限定	振替休日も可能	ただし、やむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	工事着手から工事完成日までの対象期間での現場閉所日数が対象。また、余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる	降雨や降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場事務所でその事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所に閉鎖された状態であれば、現場閉所日数に含めるものとする。
発注方式	発注者指定方式	発注者指定方式 受注者希望方式	発注者指定方式 受注者希望方式	発注者指定方式 施工者希望方式	受注者希望方式	発注者指定方式 (令和3年度から、原則「発注者指定方式」)	発注者指定方式
対象工事	原則全ての工事 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、『交番制モデル工事』の採用とする。 ※供用時期、施工時間、施工法に特別な制約があるものは除く	【発注者指定方式】 原則、当初設計額100万円以上の全ての土木工事 【受注者希望方式】 原則、当初設計額100万円未満の全ての土木工事 【対象外工事】 発注者が適さない判断した工事。または以下のいずれかに該当する工事。 ①安全性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当ではないと判断される工事。 ②現場施工期間が休日を合わせて7日未満の工事。 ※なお、試行対象外として発注したもの、契約後に発注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組みの協議があった場合は、発注者が工率目的を達成できると判断できる場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。	【発注者指定方式】 適切な工期が確保できる工事で試行 【受注者希望方式】 試行対象外でも受注者が現場着工前に希望した場合は試行対象とすることができる ※各方式とも現場条件に支障がないこと、災害復旧工事でないこと、現場作業が概ね4週以上あること	【発注者指定方式】 工期制約がない工事 【施工者希望方式】 発注者指定方式以外の工事 【対象外】 災害復旧工事及び小規模で工期が短い工事等	当初設計額が100万円以上の土木工事 ※発注者が適さない判断したものは除く	令和3年4月以降に契約手続を開始する全ての工事は、週休2日工事(発注者指定方式)で発注 ※ただし、下記に該当する工事は週休2日推進工事の対象外 -災害等における緊急復旧工事 -現場施工が2週間未満の工事 -その他契約責任者が認めた工事	2019.4以降に入札公告する全ての土木工事等及び施設工事からモデル工事を選定 ※ただし、以下の2点に該当するものは対象外 ①自然災害に対する復旧工事で、交通制限をしており、早急な復旧が必要な工事 ②事業費や供用までの工程の制約があるなど実施困難と認められる工事

□ 調査・促進スケジュール(令和4年度)



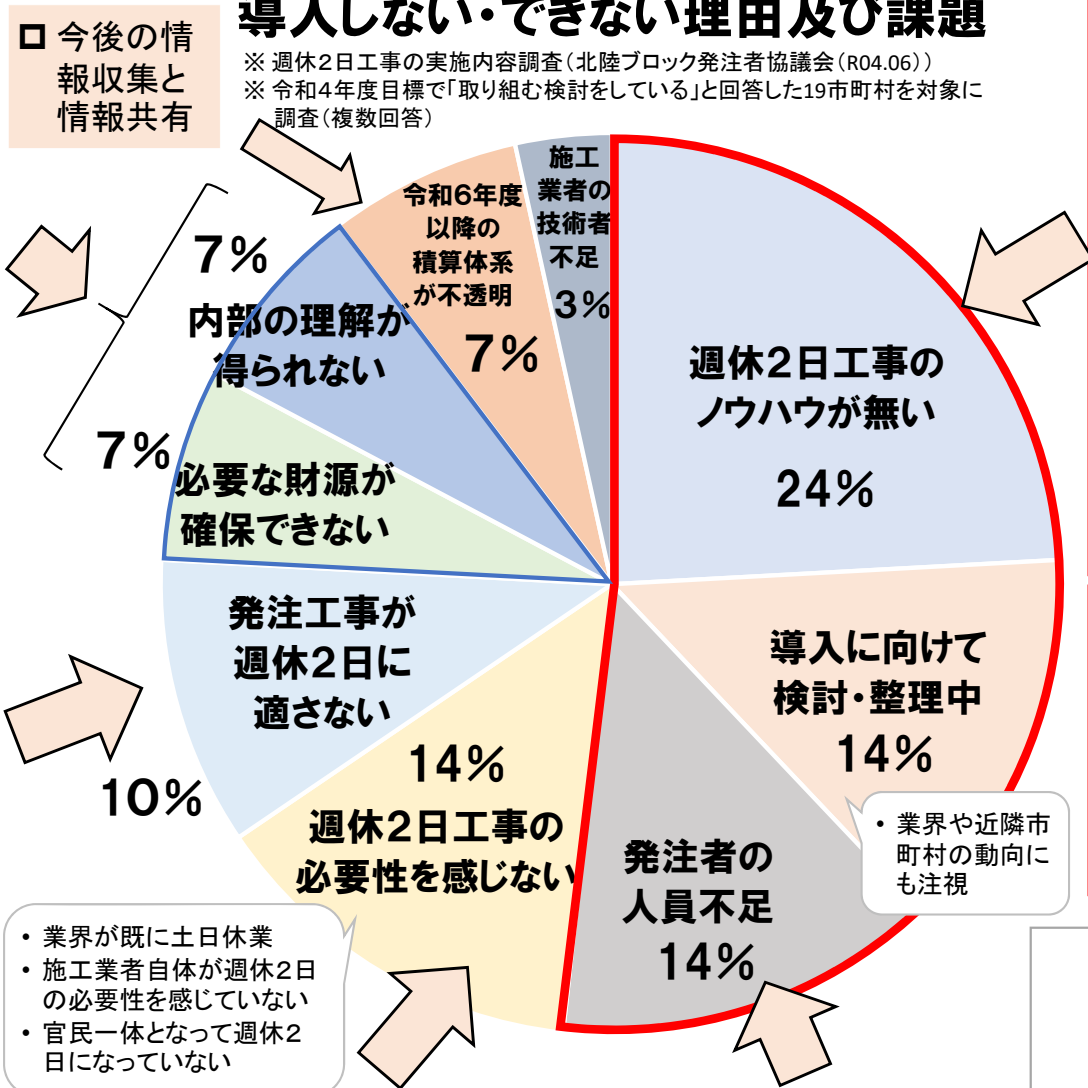
地域独自指標である「適正な工期設定(週休2日の取組み機関)」については、「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取組み調査(R4実績・R05目標(見込み値:R04.12、確定値:R05.03))で進捗を確認し、目標達成を図る(継続)。

(a: 既に取り組んでいる、b: 今年度取り組む予定にしている、c: 取り組む検討をしている、d: 取り組みは検討していない、e: その他)

「週休2日」の取り組み(検討段階の19機関:R4.6時点)状況

「週休2日工事」を 導入しない・できない理由及び課題

※ 週休2日工事の実施内容調査(北陸ブロック発注者協議会(R04.06))
 ※ 令和4年度目標で「取り組む検討をしている」と回答した19市町村を対象に調査(複数回答)



- 週休2日工事の実施には、適正な工期設定、施工期間の確保、建設費用の増額等が伴う。
- 建設費用の増額を伴うため、事業計画や発注計画の見直しも必要。
- 増額分に対し、「実行予算が増額となる場合」「現状の予算の中で調整する場合」等が想定でき、内部の調整、理解が必要。

- 令和6年4月には、原則全工事の「週休2日の確保」を目指す。
- 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事等は対象外とすることも可能。
- 交替制の適用や、緩和措置(振替休日)等により、「週休2日の確保」を検討。

- 施工期間が著しく短い
- 施工時期や制約条件が多い

- 業界が既に土日休業
- 施工業者自身が週休2日の必要性を感じていない
- 官民一体となって週休2日になっていない

- 受注者の取り組みを推進するためにも各発注機関が足並みを揃えて実施することが必要。
- 隣接地域での「週休2日」の取り組みの相違は、受注者の取り組みが遅れる要因の一つ。
- 将来の担い手を見据えた働き方改革の推進が必要。

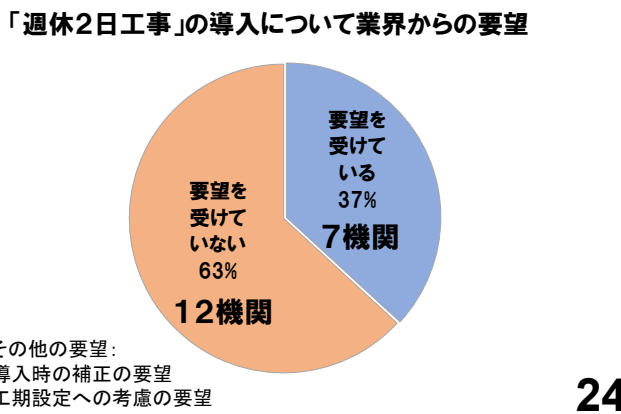
- 発注機関の人材の確保。
- 発注者支援機関等の活用。
- 職員のスキルアップ。

- 「北陸における週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)」を配布(R4.6)。
- 「週休2日工事の試行」の取り組みについて、各発注機関が実施に活用できるよう、ポイント・実施例等についてとりまとめを行い、情報共有。
- 「週休2日工事に必要な設定事項」「週休2日工事事例集」等を導入に向けて活用。

「北陸における週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)」

- ・建設業を取り巻く現状
- ・担い手の確保のための主な取り組み
- ・令和6年度の週休2日に向けた取り組み
- ・週休2日工事等に必要の設定事項
- ・(巻末資料)週休2日工事事例集

- 「発注関係事務相談キャラバン」(整備局職員、県職員が市町村を訪問(Web)を実施し支援。必要に応じて取組の遅れている市町村を優先的に支援。
- 整備局、県には、「発注関係事務の相談窓口」を設置し、随時相談等を受付。



北陸における週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)の策定(R4.6)

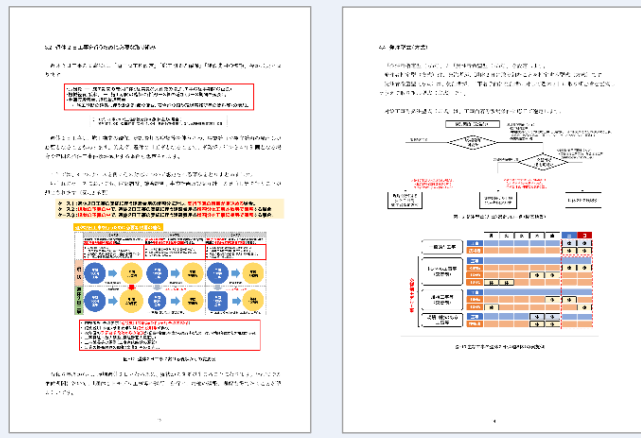
北陸における
週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)

令和4年6月

北陸ブロック発注者協議会 事務局

「北陸における
週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)」

- ・建設業を取り巻く現状
- ・担い手の確保のための主な取り組み
- ・令和6年度の週休2日に向けた取り組み
- ・週休2日工事に必要な設定事項
- ・(巻末資料)週休2日工事事例集



□「週休2日工事の試行」の取り組みについて、各発注機関が実施に活用できるよう、ポイント・実施例等についてとりまとめを行い、情報共有。

□実施に必要な設定事項(実施要領)のポイントを整理。
□事例集では、各機関の取り組み内容を一覧表に整理。

□これから取り組みを行う発注機関
□実施の検討をされている発注機関
□適用の拡大を検討されている発注機関 等

検討時の参考資料として活用

(巻末資料)週休2日工事事例集

発注者	①取組の名称	②取組の目的	③取組の概要	④取組の方式	⑤対象工事	⑥補正対象	⑦取組の状況	⑧取組の項目	⑨関係するHP	⑩発注者 の取組の状況	⑪発注者 の取組の状況	⑫発注者 の取組の状況	⑬発注者 の取組の状況	⑭発注者 の取組の状況	⑮発注者 の取組の状況	⑯発注者 の取組の状況	⑰発注者 の取組の状況	⑱発注者 の取組の状況	⑲発注者 の取組の状況	⑳発注者 の取組の状況
北陸地方整備局	〇取組の名称	〇取組の目的	〇取組の概要	〇取組の方式	〇対象工事	〇補正対象	〇取組の状況	〇取組の項目	〇関係するHP	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況
北陸建設局	〇取組の名称	〇取組の目的	〇取組の概要	〇取組の方式	〇対象工事	〇補正対象	〇取組の状況	〇取組の項目	〇関係するHP	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況
北陸地方自治体(県)発注	〇取組の名称	〇取組の目的	〇取組の概要	〇取組の方式	〇対象工事	〇補正対象	〇取組の状況	〇取組の項目	〇関係するHP	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況	〇発注者 の取組の状況

- ① 取り組み状況
 - ② 週休2日の考え方
 - ③ 緩和措置
 - ④ 発注方式
 - ⑤ 対象工事
 - ⑥ 補正対象
 - ⑦ 達成確認
 - ⑧ 成績評価
 - ⑨ 週休2日サイト
 - ⑩ 週休2日実施要領(土木工事等)
 - ⑪ 週休2日実施要領(営繕工事等)
 - ⑫ その他
- ※ R4.6現在、週休2日工事等に取り組んでいる発注機関の各項目の内容をとりまとめて一覧表に整理
- R4年度公告・週休2日対象工事件数
R3年度公告・週休2日対象工事件数

※ 関連するHPアドレスを記載。各機関の取り組み内容、実施要領等が入手可能。

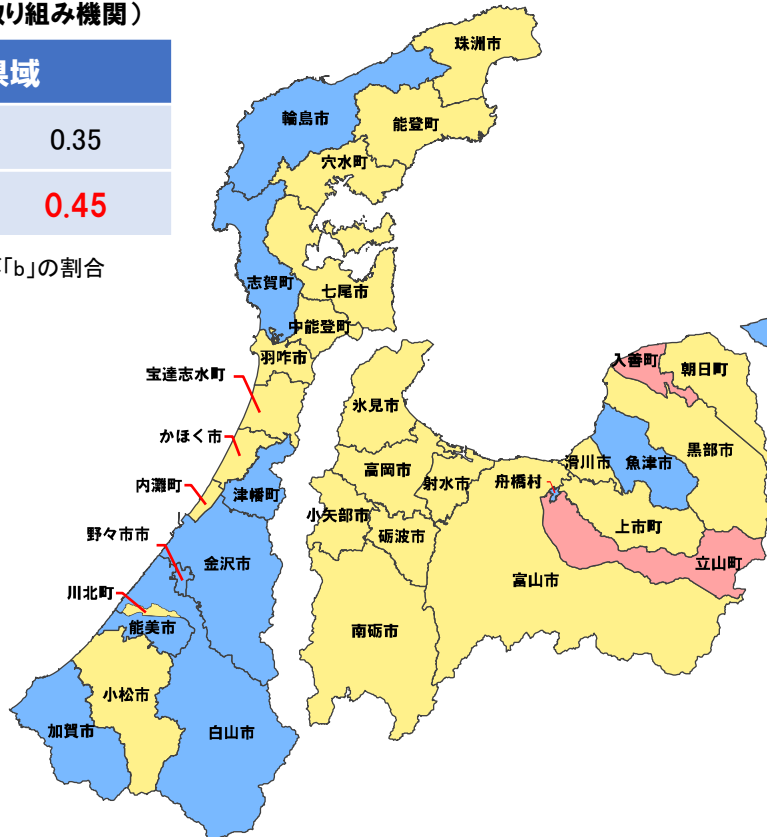
週休2日の取り組み状況(週休2日工事の実施) 北陸3県(市町村)

令和3年度実績

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

石川県域	
実績(R02)	0.35
実績(R03)	0.45

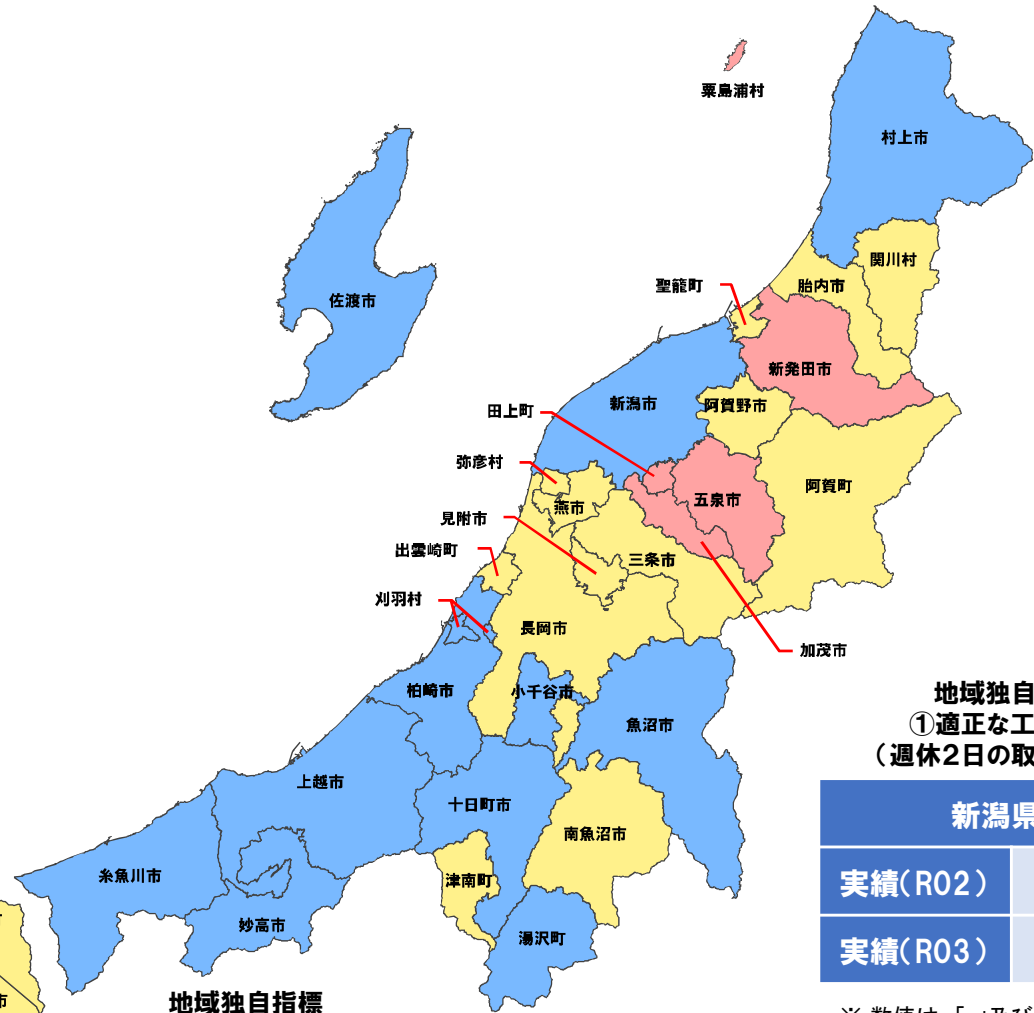
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 19市町



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

富山県域	
実績(R02)	0.19
実績(R03)	0.19

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 15市町村



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

新潟県域	
実績(R02)	0.32
実績(R03)	0.42

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 30市町村

■	a : 既に取り組んでいる
■	b : 今年度取り組む予定にしている
■	c : 取り組む検討をしている
■	d : 取り組みは検討していない

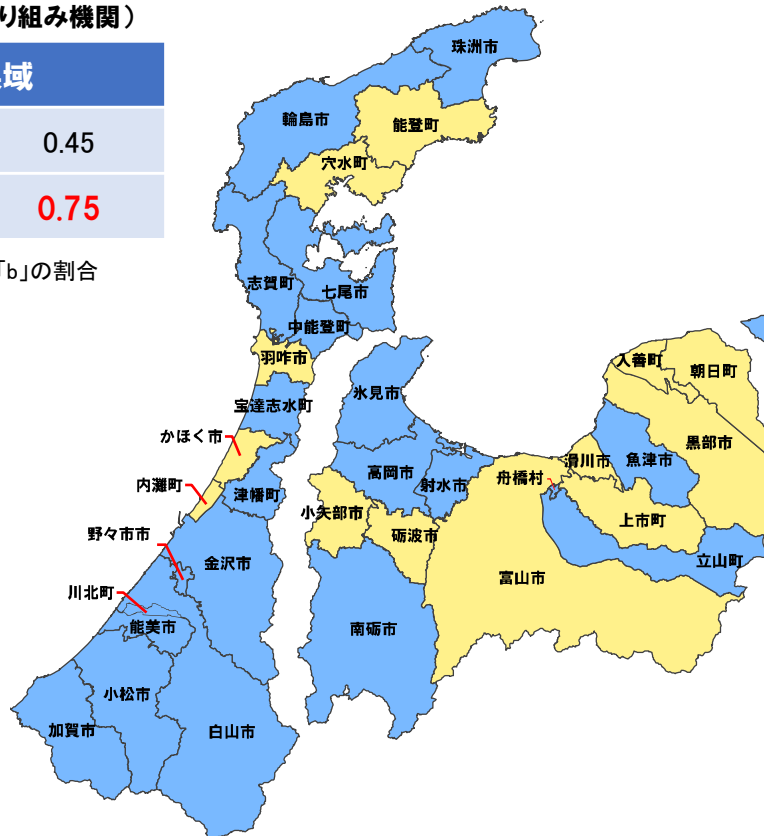
週休2日の取り組み状況(週休2日工事の実施) 北陸3県(市町村)

令和4年度実績

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

石川県域	
実績(R03)	0.45
実績(R04)	0.75

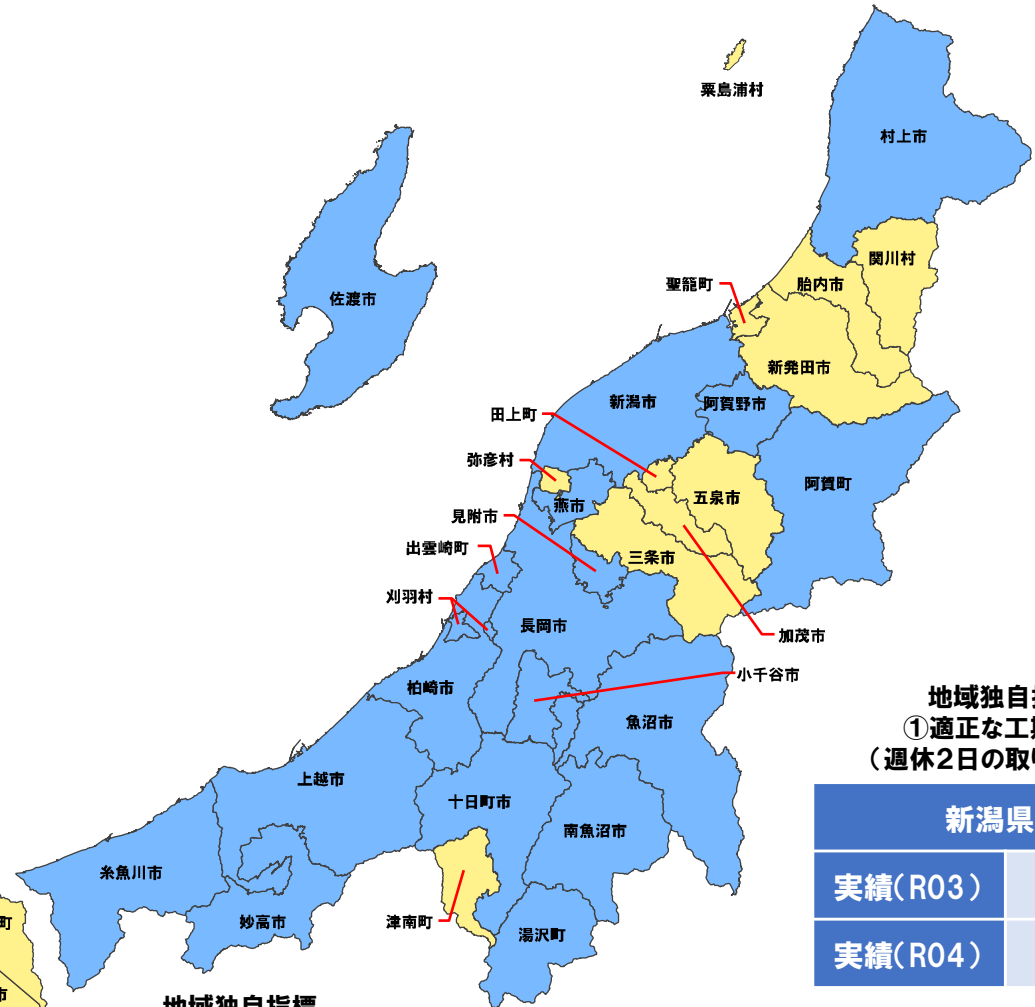
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 19市町



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

富山県域	
実績(R03)	0.19
実績(R04)	0.50

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 15市町村



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

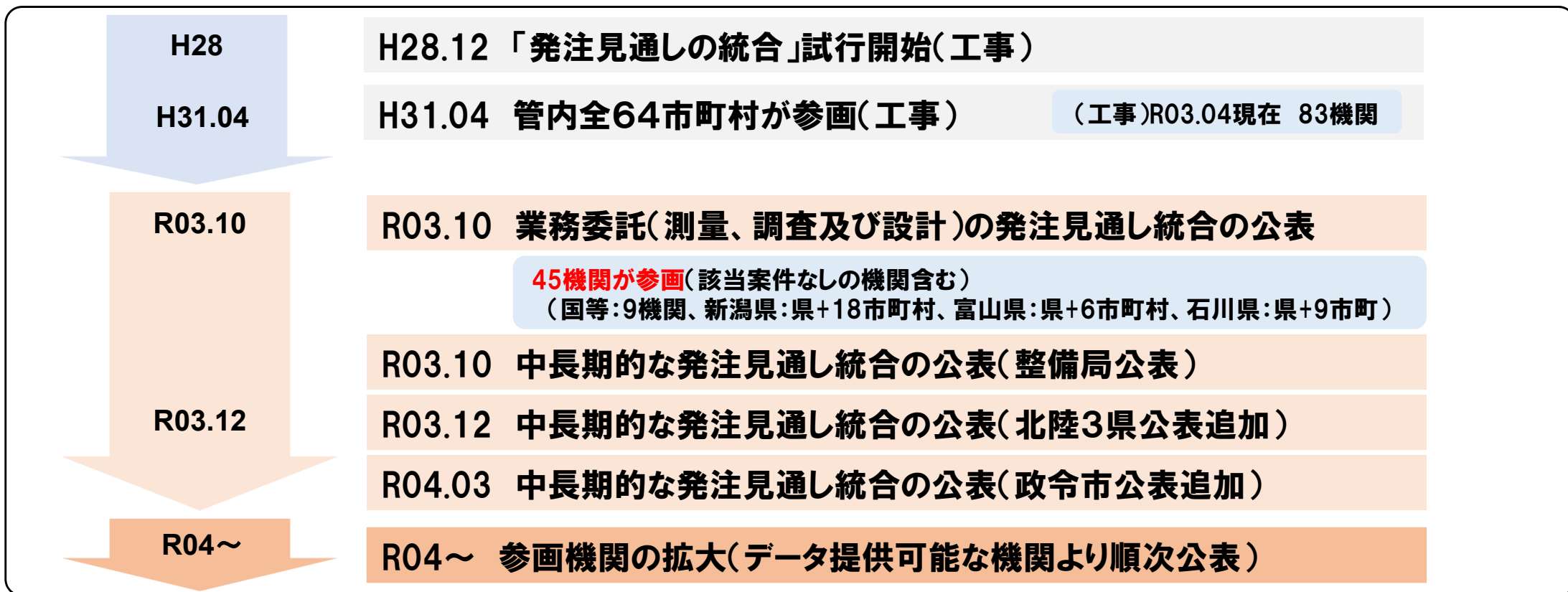
新潟県域	
実績(R03)	0.42
実績(R04)	0.65

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 30市町村

■	a : 既に取り組んでいる
■	b : 今年度取り組む予定にしている
■	c : 取り組む検討をしている
■	d : 取り組みは検討していない

発注見通し統合の活用推進 (中長期・業務委託)

発注見直し統合の経緯



令和4年度 取組内容

- ◆ 中長期的な発注見直し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
 - 人口10万人以上の市から1件以上の公表を目標。
- ◆ 業務委託の発注見直し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
 - 全機関の2/3以上(約66%)へ拡大(R3実績:約54%)。
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。

業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合 公表の経緯

◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合 参画機関の推移

令和3年度

第3四半期

45機関

業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の公表

45/83
(54%)

45機関が参画(該当案件なしの機関含む)
(国等:9機関、新潟県:県+18市町村、富山県:県+6市町村、石川県:県+9市町)

第4四半期

47機関

2機関追加

47/83
(57%)

47機関が参画(該当案件なしの機関含む)
(国等:10機関、新潟県:県+18市町村、富山県:県+6市町村、石川県:県+10市町)

令和4年度

第1四半期

66機関

19機関追加 (4/15公表分:10機関、5/2公表分:9機関)

66/83
(80%)

66機関が参画(該当案件なしの機関含む)
(国等:13機関、新潟県:県+25市町村、富山県:県+10市町村、石川県:県+15市町)

第2四半期

68機関

2機関追加 (7/15公表分:1機関、7/31公表分:1機関)

68/83
(82%)

68機関が参画(該当案件なしの機関含む)
(国等:13機関、新潟県:県+25市町村、富山県:県+11市町村、石川県:県+16市町)

第3四半期

68機関

追加機関なし

68/83
(82%)

第4四半期

69機関

1機関追加 (1/16公表分:1機関)

69/83
(83%)

69機関が参画(該当案件なしの機関含む)
(国等:13機関、新潟県:県+26市町村、富山県:県+11市町村、石川県:県+16市町)

未参画機関(14)

◆国等(3):金沢国税局、中日本高速道路(株)、日本下水道事業団 ◆新潟県(4):田上町、出雲崎町、湯沢町、粟島浦村
◆富山県(4):滑川市、砺波市、立山町、朝日町 ◆石川県(3):かほく市、川北町、内灘町

※ 参画機関数には、該当案件なしの機関含む。

全83機関 (国等:16機関、新潟県:県+30市町村、富山県:県+15市町村、石川県:県+19市町)

中長期的な発注見直し統合 公表の経緯

◆ 中長期的な発注見直し統合 参画機関の推移

令和3年度
国、3県、政令市
の公表を目標



令和4年度
人口10万人以上の7市
の公表を目標(+2団体)

令和4年度未参画機関(人口10万人以上)(2機関):小松市、白山市
→ 2機関:今年度内部調整中

既公表件数の拡大
令和3年度公表機関(北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市)における公表件数(合計値)
令和3年度 : 695件 → 令和4年度 : 749件(+7.8%)

発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策

業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合において、Excelデータの公表を追加

工事のExcel版は公表済

- (従来)3県別のPDFデータ(各県内で実施される見通し情報を統合)を公表。
- 第4四半期より、北陸地域全体の情報を統合したExcelデータの公表を追加(試行)。
- Excelのフィルタ機能により、「業務種別(業務の業種)」「発注機関(担当部・事務所)」「入札予定時期」「履行地域(県)」等の任意の条件で検索が可能(複数選択可)。

業務委託(測量、調査及び設計)の「発注見通しの統合」(新潟県・富山県・石川県)(Excel版)

協議会HP(業務委託(測量、調査及び設計)の「発注見通しの統合」ページ)

北陸ブロック発注者協議会

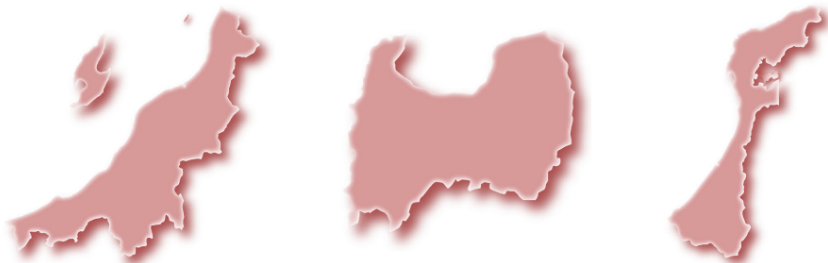
業務委託(測量、調査及び設計)の「発注見通しの統合」

各県内で行われる業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し情報

◎令和4年度第4四半期公表情報(R5.1.16)

※令和5年1月10日時点で提供頂いた機関のデータを基に公表しています。

各県をクリックすると、その県内で実施される業務の発注見通し情報(PDF)を閲覧することができます。



新潟県

富山県

石川県

追加

◎業務委託(測量、調査及び設計)の「発注見通しの統合」(新潟県・富山県・石川県)(Excel版) 【令和5年1月16日更新】

業務委託(測量、調査及び設計)の「発注見通しの統合」(新潟県・富山県・石川県)(Excel版)

発注機関	担当部・事務所	業種	履行場所	業務概要	履行時期	入札契約方式	発注種別	入札予定時期	備考
1	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
2	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
3	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
4	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
5	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
6	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
7	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
8	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
9	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
10	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
11	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
12	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
13	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
14	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
15	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	
16	国土交通省 北陸地方整備局	新潟県建設事務所	新潟県	県4年度県道中津川河川改修工事	新潟県中津川市	競争入札方式	測量	令和4年度第4四半期	

検索条件

- ①発注機関(担当部・事務所)
- ②履行地域(県)
- ③業務名
- ④履行場所
- ⑤業務概要
- ⑥工期
- ⑦入札契約方式
- ⑧業務種別(業務の業種)
- ⑨入札予定時期

「発注見通しの公表 統合版」公表スケジュール

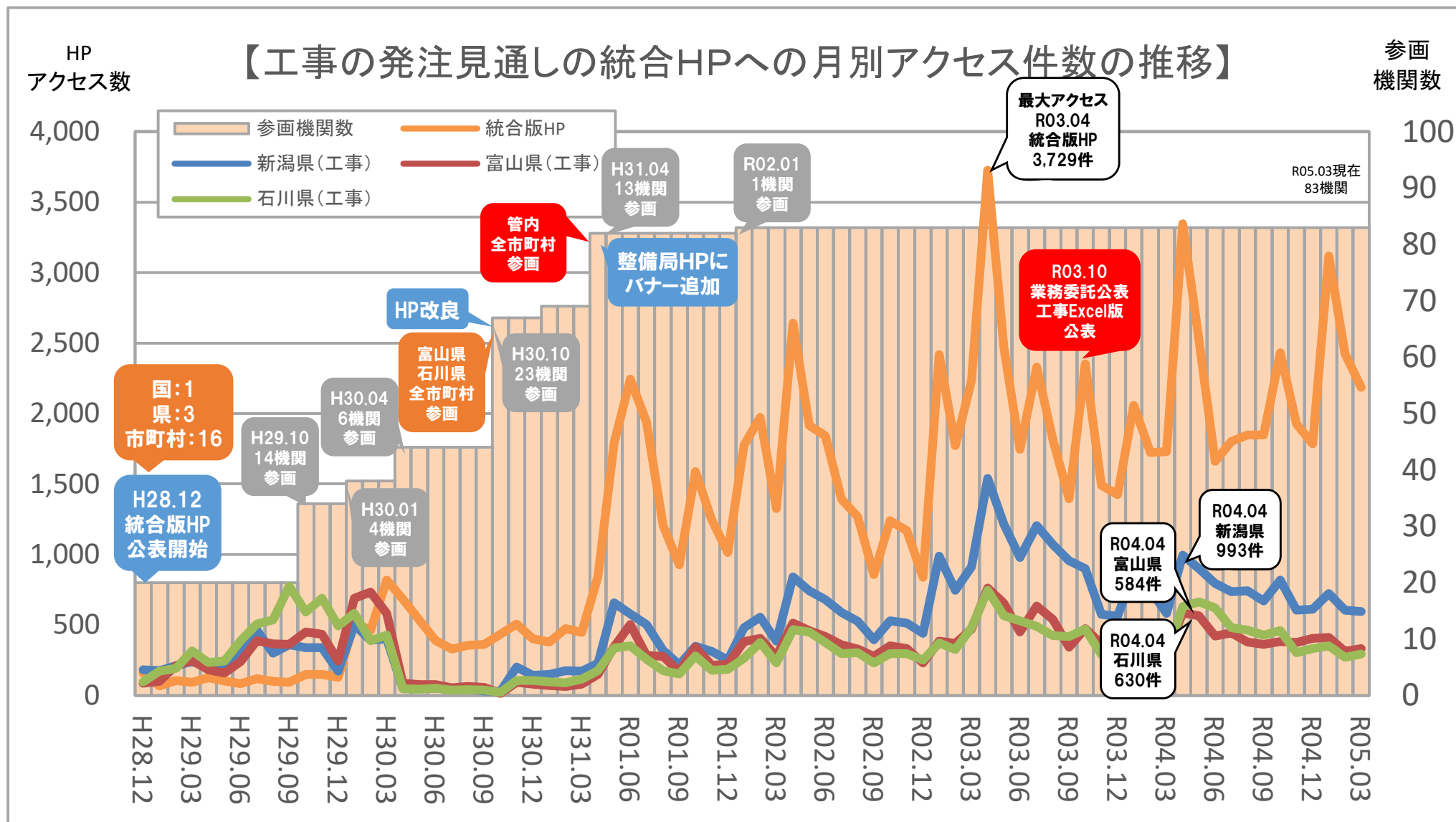
- ◆ 工事、業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し
更新時期: 1回/四半期(「公表基準日」は各月15日、30日)
対象機関: 国、県、政令市、市町村

- ◆ 中長期的な発注見通し
更新時期: 1回/年(既公表分は、「第2四半期」、新規公表分は「第4四半期」)
対象機関: 国、県、政令市、人口10万人以上の7市(令和5年度以降は、データ提供可能な機関)

令和4年度 発注見通し公表スケジュール	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
工事	4/15、5/2	7/15、7/29	10/17、10/31	1/16、1/31
業務委託	4/1、5/2	7/15、7/29	10/17、10/31	1/16、1/31
中長期的な見通し	6/3 整備局更新	7/29、9/29 金沢市 東日本高速道路 中日本高速道路	3県・政令市更新 資料作成依頼 公表資料作成	富山市 1/31、2/10 長岡市、上越市、高岡市

令和5年度以降 発注見通し公表スケジュール	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
工事	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
業務委託	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
中長期的な見通し	対象機関: 既公表分	7/15、7/30	対象機関: 新規公表分	1/30

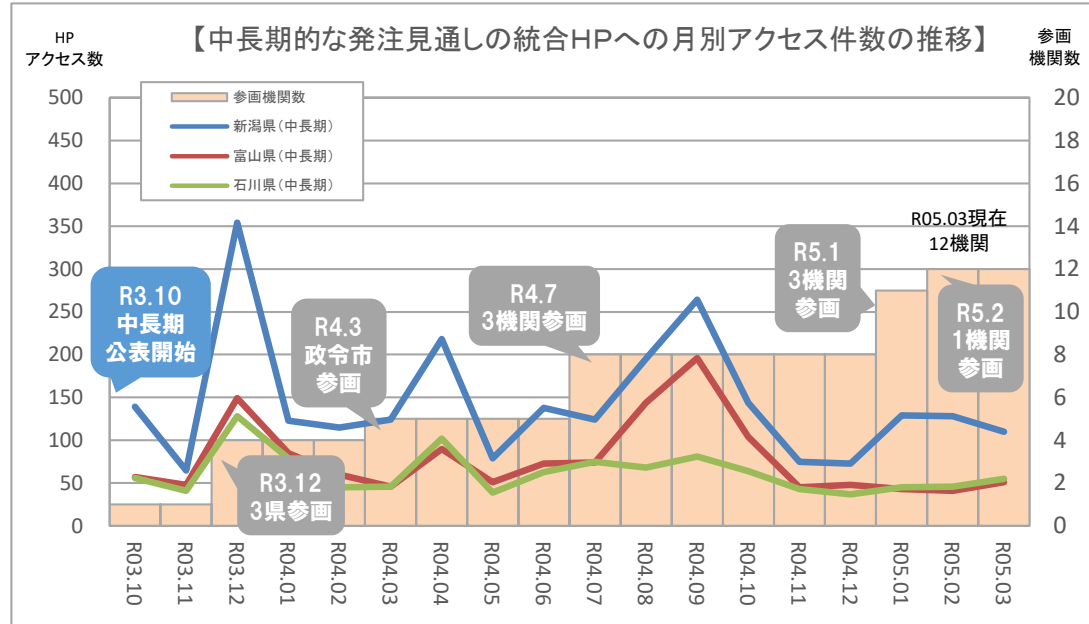
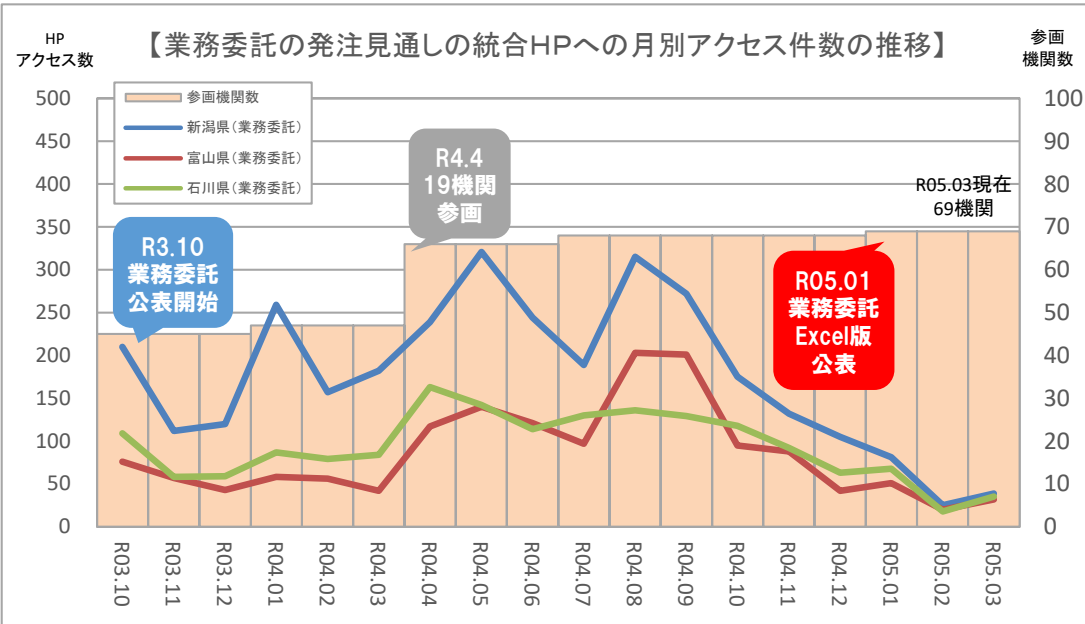
工事の発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(H28.12～)



※ H28.12～H30.09は各県内における市町村別アクセス数の合計値
 ※ H30.10～ 各県のページへのアクセス数

- ◆ 参画機関の増加に伴い、アクセス数も増加傾向。
- ◆ 四半期ごとの更新月(4、7、10、1月)にアクセス数が増加。
(令和3年度 第1四半期に最大アクセス数を更新)
- ◆ 更なる認知度の向上を図り、利活用を促進。

業務委託、中長期的な発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(R03.10～)



※ R03.10の件数は、10/15～10/31のデータ。

※ R03.10の件数は、10/15～10/31のデータ。

- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通しは、四半期ごとの更新月(4、7、10、1月)にアクセス数が増加。
- ◆ 中長期的な発注見通しは、3県が参画したR03.12にアクセス数が増加。

- ◆ 参画機関の増加に伴い、HPの利用(アクセス数)が増加。
- ◆ データ提供可能な機関より順次公表し、参画機関の増加を図ることで利活用を促進。
- ◆ 利便性向上のため、検索機能を付した業務委託の発注見通し(Excel版)を第4四半期より公表

今後の課題

- 更なる利用促進に向け、
- ・業団体へのPR
 - ・ニーズ調査 等が必要。

令和5年度

- ◆ 中長期的な発注見通し → 参画機関の拡大(市町村への公表拡大)。公表可能な機関より順次公表。
- ◆ 業務委託の発注見通し → 公表可能な機関より順次公表。
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。
検索機能を付した「Excel版」の公表(継続)。